

つるがしま
男女共同参画推進プラン
(第5次)



鶴ヶ島市

平成29年（2017年）度～平成33年（2021年）度

はじめに

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されてから15年以上が経過いたしました。その間、急速に進んだ少子高齢化や労働環境の大きな変化により経済的不安が広がり、ここにきて将来を見通すことが大変難しくなっています。



これから明るい未来を拓いていくためには、さまざまな課題に多様な視点で取り組む必要があります。平成28年度からは女性活躍推進法が施行され、女性の活躍への期待とそれを後押しする社会の責任が高まりました。今や望むと望まざるとにかかわらず、男女共に経済責任、家庭責任を負わなければならない時代です。

「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」は、そうした課題を整理した上で策定いたしました。

本計画に沿って、市民、事業者、教育に携わる皆様と共に、市の男女共同参画を推進することが、“人” “暮らし” “地域” を元気にするものにつながるものと信じております。

計画の推進にあたりましては、引き続き皆様のより一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、活発なご審議をいただきました男女共同参画推進委員会委員、市議会議員の皆様から感謝申し上げます。

平成29年3月

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

目 次

つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)概要	1
第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 計画策定の背景	
1 これまでの経緯	7
(1) 国際的な動き	7
(2) 国の動き	10
(3) 埼玉県の動き	12
(4) 鶴ヶ島市の動き	13
2 男女共同参画の現状と課題	15
(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消	16
(2) 女性が活躍するための環境整備	17
(3) 貧困の拡大への対応	19
(4) 性別に起因する暴力の防止と支援体制の充実	20
第3章 計画の基本的な考え方	
1 めざす姿	23
2 基本理念	24
3 基本目標	25
4 推進指標	27
5 計画の体系	29
6 計画の推進体制	31
(1) 連携による推進	31
(2) それぞれの責務	32
(3) 庁内の推進体制	33

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	35
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	37
基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現	46
基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実	55

資料	60
----	----

策定の経過

市民参加の状況

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会規則

鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会委員名簿

諮問と答申

鶴ヶ島市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

鶴ヶ島市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

関係法令

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・日本国憲法(抄)
- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ストーカー行為等の規制に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・埼玉県男女共同参画推進条例
- ・鶴ヶ島市男女共同参画推進条例

関連年表

用語解説

索引

- ・キーワードでさがす
- ・担当課でさがす

男女共同参画の視点チェックリスト



文中で語尾に※が付いている用語は、103ページ以降の「用語解説」で説明をしています。